

議案第 5 4 号

長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、国の定める基準との整合性を継続的に確保し、国の基準改正に迅速かつ適切に対応するため、長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長久手市条例第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（運営に関する基準）

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める基準は、府令の定める基準（府令を改正する命令及び府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）をもって、その基準とする。

（暴力団の排除措置）

第4条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第5条第2項に規定する暴力団を排除するための措置を講じなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、国の定める基準との整合性を継続的に確保し、国の基準改正に迅速かつ適切に対応するため、長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正するものです。

（背景・目的）国の定める基準との整合性を継続的に確保し、国の基準改正に迅速かつ適切に対応するため、条例を改正するものです。

2 改正の内容

- (1) 第1条に趣旨を規定すること。
- (2) 第2条に定義を規定すること。
- (3) 第3条に運営に関する基準を規定すること。
- (4) 第4条に暴力団の排除措置を規定すること。
- (5) 第5条に委任を規定すること。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。